



問い合わせ先

さいたま市総務局危機管理部安心安全課
電話：048-829-1128（直通）

さいたま市危機管理センターを整備しました！

「さいたま市危機管理センター」は、自然災害や大規模事故など、本市で発生するさまざまな危機事案対策の拠点施設です。消防局庁舎3階に開設し、「災害対策室（本部員会議室）」や「オペレーションルーム」などを常設することで、いち早く危機事案に対応できます。また、危機事案発生時に迅速に対応できるよう、危機管理部の執務室を併設しています。



特 色

- (1) 迅速かつ適切な危機事案対応を行うための災害対策室（本部員会議室）やオペレーションルームなどの活動スペースの常設化
- (2) 的確な情報収集、集約及び情報共有を行うための大型映像装置の設置
- (3) 自然災害や大規模事故などの危機事案に迅速に対応するため、平常時から危機管理部執務室と一体化
- (4) 停電時にも対策本部等業務を継続できるよう、非常用自家発電設備との接続

- | |
|-------------------|
| (1) 位 置 |
| 消防局庁舎3階 |
| さいたま市浦和区常盤 6-1-28 |
| (2) 延床面積 |
| 1,079 ㎡ |
| (3) 整備期間 |
| 平成 24 年 4 月～ |
| 平成 26 年 12 月 |

1

災害対策室（本部員会議室）



災害等対策(警戒)本部が設置された際に、最高意思決定機関として本部員会議を開催し、本市の対応方針を決定します。

室内には、55型液晶ディスプレイを9連結したモニターを設置し、被害の状況や各部の対応等を映写します。

※映像情報 埼玉県防災ヘリ映像、高所カメラ映像、ブルーレイ・DVD映像、さいたま市総合防災情報システム映像、書画カメラ映像、テレビ映像 など

2

オペレーションルーム



災害等の危機事案発生時の情報収集・共有、活動方針の策定、各部への命令・指示を伝達するとともに、関係機関との連絡調整を行います。

室内には250インチスクリーンを設置し、9分割に映像を投影できるプロジェクターにより災害対策室（本部員会議室）と同様の映像が視聴できます。